北広島町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(平成25年度末)	A		В	B/A	平成24年度の人件費率
25年度	人	千円	千円	千円	%	18.9 %
	19,685	17, 153, 561	602, 108	2, 752, 765	16.0	

⁽注) 1 人件費には議員報酬・手当、非常勤特別職などが含まれています。

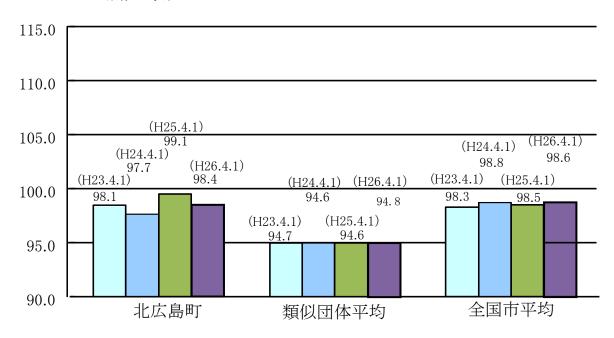
(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

, ,,,,,					
区 分	職員数		給 -	与 費	₽ P
	Α	給 料	職到	期末・	計
				勤勉手当	В
25年度	人	千円	千円	千円	千円
	281	1, 166, 538	282,676	433, 543	1,882,757

(参考)一人当たり給
与費
B/A
千円
6, 700

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 - 3 平成 24 年及び平成 25 年は、国家公務員の時限的な (2 年間) 給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

北広島町には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。 月例給の給与改定率及び特別給の年間支給月数は、国に準じて行っています。

(5) 給与制度の総合見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の 見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職、消防職、技術職、医療職及び教育職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2%引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

北広島町は地域手当の非支給対象地域であるため、見直しは行っていない。

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。 (平成27年4月1日実施)

寒冷地手当の廃止(平成27年4月1日実施)3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
北広島町	45.1歳	344, 500円	415, 963円	366,809円
広島県	44.4歳	346, 444円	426, 952円	384, 479円
玉	43.5歳	335,000円	_	408, 472円
類似団体	42.8歳	313, 913円	358, 085円	339, 175円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 国の平均給与額には、「通勤手当」、「時間外勤務手当」及び「特殊勤務手当」等を含んでいません。

(2) 職員の初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区	分	北広島町	広島県	国
一般行政職	大学卒	161,600円	177, 208円	172, 200(163, 987)円
	高 校 卒	140, 100円	143, 213円	140, 100(133, 418)円
消防職	大学卒	197, 200円	円	_
	高 校 卒	164, 700円	円	_

⁽注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

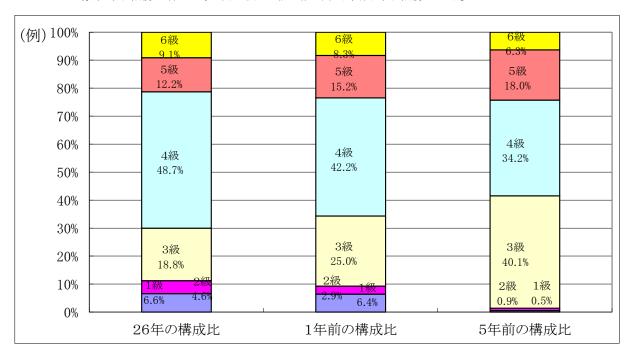
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
	大学卒		357, 800円	373, 500円	385, 450円
一般行政職	短大卒		323, 400円	368, 500円	
	高 校 卒		310,600円	361,800円	

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成26年4月1日現在)

⊵	区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の	最高号給の給
					給料月額	料月額
1	級	主事	13 人	6.6%	135, 600 円	243, 700 円
2	級	主事	9 人	4.6%	185,800円	306, 100 円
3	級	主任 主任主事	37 人	18.8%	222, 900 円	354, 700 円
4	級	係長 主任	96 人	48.7%	261, 900 円	393, 300 円
5	級	課長 主幹 課長補佐	24 人	12.2%	289, 200 円	411,000円
6	級	課長 主幹	18人	9.1%	320,600 円	425, 200 円

- (注) 1 北広島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

昇給日(4月1日)前の1年間に病気休暇や欠勤などの日数が一定の日数を超えた職員又は、懲戒処分を受けた職員については、昇給号給の調整を行っています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北広島町	広 島 県	国
1人当たり平均支給額	1人当たり平均支給額	_
(平成25年度)	(平成25年度)	
1,480千円	1,539千円	
(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置
役職加算 5~10%	役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

基準日(6月1日、12月1日)以前の6ヶ月間に、病気休暇や欠勤などの日数が一定の日数を超えた職員、懲戒処分を受けた者に対して、支給率の調整を行っています。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

北広島町		玉		
(支給率) 自己都合 勧告	愛・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年 21.62月分 27.02	5月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年 30.82月分 36.57	月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年 43.70月分 52.44	月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額 52.44月分 52.44	月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置		その他の加算措	昔置	
定年前早期退職特別措置 2~20	%加算	定年前早期追	B職特別措置	2~20%加算
1人当たり平均支給額 自己都合	勧奨・定年			
1,811千円	23,783千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。
 - 2 退職手当については、広島県市町総合事務組合で定められた条例により支給されます。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支 給 実 績 (平成25年度決算)			337千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)				112, 368円	
支給対象地域	支給率	支給対象	職員数	国の制度 (支給率)	
広島市	3%		3人	10%	

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決	と算)	22,018 千円			
支給職員1人当たり平均	支給年額(平成 25 年	度決算)	209, 695 円		
職員全体に占める手当支	給職員の割合(平成 2	29. 2%			
手当の種類 (手当数)			13		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業	美務	左記職員に対する支給単価	
防疫等作業従事手当	従事職員	防疫作業に従事したとき	Š.	日額800円	
変死体収容従事手当	従事職員	変死体を収容したとき		日額5,000円	
放射線作業従事手当	医療技術職員	エックス線その他の放 する作業をしたとき	射線を照射	日額230円	
夜間看護業務従事手当	看護師及び准看護 師	深夜において行われる看護等の業 務に従事したとき		2交代勤務3,500円 4時間以上2,500円 2~4時間2,300円 2時間未満1,800円	
山上作業従事手当	従事職員	山上において4時間以上作業に従事 したとき		日額800円	
危険性を有する薬品等 を取り扱う手当	従事職員	危険性を有する薬品を取り扱う業 務又は病理細菌を取り扱う業務に 従事したとき		日額800円	
火葬場業務従事手当	従事職員	火葬業務に従事したとき	Š	1体につき5,000円	
有害鳥獣駆除業務従事 手当	従事職員	有害鳥獣の駆除に従事したとき		1回1,000円 (くま放獣解体3,000円)	
消防手当	消防職員	次善現場、高所作業現場、勤務環境		消防手当月額3,000円 救急業務手当月額3,000円 潜水手当日額500円 管外搬送手当1件400円	
税務手当	税務職員	町税の徴収に関する事務に従事す		月額2,200円	
医療及び調剤従事手当	医師及び歯科医師			給料月額の30/100	
除雪作業従事手当	従事職員	町道等の道路の除雪にき		日額1,500円 (4時間未満900円)	
社会福祉従事手当	ケースワーカー	生活保護を受けているも 育成又は更正の措置に に常時従事する職員		月額10,700円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成24年度決算)	152,886千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	482千円
支給実績(平成25年度決算)	136, 295千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	427千円

⁽注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成〇年度決算)」と同じ 年度の4月1日現在の総職員数(管理職を除く)

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

	国の制	国の制度	支給実績	支給職員1人当た
内容及び支給単価	度との	と異なる	(平成 25 年度	り平均支給年額
	異同	内容	決算)	(平成25年度決算)
配偶者 13,000円				
配偶者以外 6,500円				
(配偶者有)				
配偶者以外 1 人目 11,000 円	同		47,814千円	235, 536円
(配偶者なし)				
満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間				
1人につき 5,000円				
借家 上限 27,000 円	同		14,176千円	248, 710円
交通機関利用		$1\mathrm{km} \times$		
1ヶ月あたり支給限度額 55,000円	H	800円	45,632千円	140, 838円
交通用具使用				
1ヶ月あたり支給限度額 48,000円		上对象)		
給料月額の8~12%	異		20,457千円	552, 880円
月額 7,360~17,800 円	1		T III	
(11~3月の間支給)	间		3,221十円	59, 644円
医師免許取得 35 年以内で月額 365,500 円の	1			
範囲内	间		14,441十円	3, 610, 200円
休日において正規の勤務時間中に勤務する				
ことが命ぜられた職員	同		20,394千円	416, 197円
勤務 1 時間あたりの給与額×1.35×時間数				
正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日				
の午前5時までの間に勤務する職員	同		7,755千円	152,060円
勤務1時間あたりの給与額×0.25×時間数				
	配偶者 13,000 円 配偶者以外 6,500 円 (配偶者以外 6,500 円 (配偶者以外 1人目 11,000 円 (配偶者なし)満16歳年度初めから満22歳年度末までの間1人につき 5,000 円 を通機関利用 1ヶ月あたり支給限度額 55,000 円 交通機関利用 1ヶ月あたり支給限度額 55,000 円 交通用具使用 1ヶ月あたり支給限度額 48,000 円 を通用具使用 1ヶ月あたり支給限度額 48,000 円 統料月額の8~12% 月額7,360~17,800 円 (11~3月の間支給) 医師免許取得35年以内で月額365,500 円の範囲内 休日において正規の勤務時間中に勤務することが命ぜられた職員 勤務1時間あたりの給与額×1.35×時間数 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員	内容及び支給単価	国の制度度と異なる異同 国の制度度と異なる 内容 日本	内容及び支給単価

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

<u> </u>	733 750 ->	TNH	川マテックル	<u> </u>	. / 1	<u> </u>	<u> </u>	_		
	区	2	分	給		料	月	額	等	
給							(参考)	類似団体における	最高/最低額	頁
	町		長	730,000円				841,000円/	640,000円]
料	副	町	長	602,000円				684,000円/	542,700円]
+п	議		長	293,000円				332,000円/	281,800円]
報	副	議	長	246,000 円				291,000円/	223,600円]
酉州	議		員	221,000円				275,000円/	181,000円]
U n	町		長	(平成25年度支	給割	合)				
期末	副	町	長	2. 98	月分					
手	議		長	(平成25年度支	給割	合)				
当	副	議	長	2. 95	月分					
=	議		員							
退				(算定方式)			(1	期の手当額)	(支給時期)	
職	町		長	給料月額×支給率(500	/100)	×年数	τ 14	, 600, 000円	任期毎	
手	副	町	長	給料月額×支給率(300	/100)	×年数	τ 7	, 224, 000円	任期毎	
当										
	備		考							

⁽注)1 退職手当については、広島県市町総合事務組合で定められた条例により支給されます。

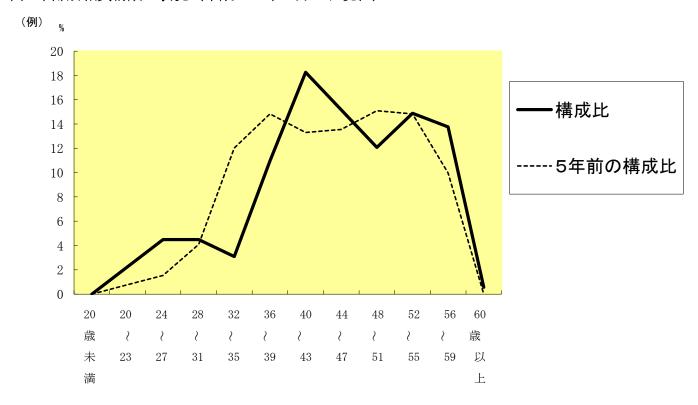
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		区分	職	員 数	対 前 年	主な増減理由
部門			平成26年	平成25年	増 減 数	
	-	議会	2	2	0	事務の統廃合による人員減
普	般	総務	62	64	$\triangle 2$	人事異動・退職不補充による人員減
	行	税務	16	16	0	事務の臨時職員対応による人員減
通	政	民生	44	47	$\triangle 3$	業務増による人員増
	部	衛生	17	17	0	
会	門	農林水産	33	37	$\triangle 4$	
-3.1		商工	7	4	3	
計		土木	17	19	$\triangle 2$	
部		計	198	206	△8	
	教育	部門	21	21	0	
門	消防部	部門	56	55	1	
	小	計	77	76	1	
公営	病院		56	54	2	医療体制の充実増
営	水道		5	5	0	
企会	下水道		6	6	0	
業計	その作	也	14	14	0	
等部 門	小	計	81	79	2	
	合	計	356	361	△ 5	

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		>	>	>	>	>	>	>	>	>	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	0	8	16	16	11	39	65	54	43	53	49	2	356

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 年 度	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	233	225	220	214	206	198	△35 人(△15.0%)
教育	23	23	21	22	21	21	△2 人 (△8.7%)
消防	55	55	55	55	55	56	1人(1.8%)
普通会計計	311	303	296	291	282	275	△36 人(△11.6%)
公営企業等会計計	84	84	79	82	79	81	△3 人(△3.6%)
総合計	395	387	375	373	361	356	△39 人 (△9.9%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 - 2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済事業

広島県市町村職員共済組合に加入。

(2) 勤務条件に関する措置の要求の状況(平成25年度)

事案なし (業務を広島県人事委員会に委託)

(3) 不利益処分に関する不服申立ての状況(平成25年度)

事案なし (業務を広島県人事委員会に委託)

(4)職員の福利厚生の状況

(財) 広島県市町村職員共済互助会に加入。

掛金率 (平成26年4月1日現在) は会 員 給料月額の0.625/1,000

事業主 給料月額の 0.625/1,000